

決議案第 1 号

指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査に関する決議について

指定管理者における疑義の解明に向けた調査に関する決議を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

提出者 佐野市議会議員 菅 原 達

賛成者 佐野市議会議員 横 井 帝 之

指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査に関する決議

指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査に関することについて、地方自治法第100条の規定に基づく調査を次のとおり実施する。

1 調査事項

- (1) 募集要項の変更における疑義に関する事項
- (2) 選定過程における疑義に関する事項
- (3) 市長と当該事業者との関係性の疑義に関する事項

2 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を指定管理者制度の在り方調査特別委員会に委任する。なお、地方自治法第98条第1項の調査は引き続き行うものとする。

3 調査期間

指定管理者制度の在り方調査特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、80万円以内とする。

理 由

本市の指定管理施設において、指定管理者の指定の取消しに至ったことから、指定管理者制度の在り方調査特別委員会において調査を進めてきましたが、当該委員会に委任されている地方自治法第98条第1項の権限では疑義の解明ができないことから、新たに地方自治法第100条の権限を追加して委任することを決議したいので提案するものです。